

上田市地域公共交通計画の変更（案）について

1 趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第27条の14第1項の規定により、利便増進計画の作成に当たって、地域公共交通計画において、利便増進事業に関する事項を定める必要がある等のため、地域公共交通計画について所要の変更を行うもの

2 新旧対照表

変更箇所	変更後（案）					現行				
2 頁 1. 3 計画の期間	2023（令和5）年度～2029（令和12）年9月の7年6ヶ月間					2023（令和5）年度～2027（令和9）年度の5年間				
27 頁 表 4－2										
	② 商業施設等と連携した利用促進策の実施	●	●	●	協議会、交通事業者、商業施設、医療施設	② 商業施設等と連携した利用促進策の実施	●	●	●	協議会、交通事業者、商業施設、医療施設
	(7) 利便増進事業の実施									
40 頁 下段	新設 (7) 利便増進事業の実施 別冊「上田市・青木村地域公共交通利便増進実施計画」による。									
別冊	上田市・青木村地域公共交通利便増進実施計画					無し				

3 その他

上田市・青木村地域公共交通利便増進実施計画の国土交通大臣が認定された場合には、2の計画の変更を実施し、法第5条第13項において準用する同条第11項の規定により、遅滞なく、これを公表し、関係各所へ計画を送付する。